

## 市営住宅明渡し等についての訴えの提起について

### 1 訴えを提起する理由

訴訟相手方は、高額所得者に係る市営住宅の明渡しについて、明渡期限到来後も応じないので、明渡しの訴えを提起します。

※ 高額所得者：公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、最近2年間引き続き政令で定める基準(313,000円/月額)を超える高額の収入のある者。

### 2 訴訟相手方の概要

- (1) 住所・氏名等  
議案書のとおり
- (2) 明渡期限  
令和3年3月31日

### 3 訴えの要旨

- (1) 市営住宅の明渡し
- (2) 令和3年4月1日から明渡しの完了する日までの間の損害賠償金の支払い

### 4 事件の概要

日 付	対 応 記 録
平成9年7月4日	入居許可
平成31年1月16日	「令和2年度の高額所得者の認定予定者であり、令和3年3月31日までに住宅を明け渡す義務が生じること」を文書で通知
令和元年12月20日	「令和2年4月1日付で、高額所得者として認定すること」を文書で通知
令和2年1月29日	「令和3年3月31日までに住宅を明け渡す必要があること」を文書で通知
令和2年4月1日	訴訟相手方を高額所得者に認定
令和2年9月14日	令和3年3月31日を期限とした明渡請求書を送付
令和3年3月～現在	自主的な退去を促し続けているが、明渡しに応じていない